

陳情第 6 号



陳情書

2014(平成26)年8月21日

霧島市議会議長
常磐 信一 様

提出者

住所 〒892-0873 鹿児島市下田町 [REDACTED]
氏名 反原発・かごしまネット [REDACTED]
代表 向原 祥隆 [REDACTED]
電話番号 099-248-5455 [REDACTED]
住所 〒899-5106 霧島市隼人町内山田 [REDACTED]
氏名 続 博治 [REDACTED]
電話番号 090 [REDACTED]

件名 「川内原発 1・2号機の再稼働に当たって 250km圏内に入る
県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

九州電力は2013年7月8日、川内原発1・2号機の再稼働へむけた「安全審査」を原子力規制委員会に申請し、2014年7月16日、原子力規制委員会は審査書案を取りまとめ、再稼働の最終段階を迎えようとしています。

一方、原子力規制委員会は、2012年10月31日策定した原子力災害対策指針において、川内原発から半径30km圏内の自治体に対して避難計画を策定するように求めました。

しかし、大事故を引き起こした福島第一原発から40km(役場所在地)にある福島県飯館村が、高濃度の放射能に汚染され、避難の指示を受けたことから明らかなように、放射能が30kmを境にそれ以上は飛散しないと考えるのは非現実的です。福井地裁は2014年5月21日、福井県大飯原発3、4号機運転差し止めを命ずる判決の中で、危険の及ぶ範囲である250km圏内の居住者の差し止め請求権を認めました。

福島第一原発事故時に、実際に想定された最大避難の範囲がこの250km圏内でした。

こうしたことを考えると、川内原発1、2号機の再稼働に当たって、250km圏内の自治体の同意を得るのは当然のことです。

以上に基づき、下記陳情いたします。

記

「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求めます。

川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって 250 k m 圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書(案)

原子力規制委員会は、2012 年 10 月 31 日策定した原子力災害対策指針において、川内原発から半径 30 k m 圏内の自治体に対して避難計画を策定するように求めました。

しかし、大事故を引き起こした福島第一原発から 40 k m (役場所在地)にある福島県飯館村が、高濃度の放射能に汚染され、避難の指示を受けたことから明らかなように、放射能が 30 k m を境にそれ以上は飛散しないと考えるのは非現実的です。福井地裁は 2014 年 5 月 21 日、福井県大飯原発 3、4 号機運転差し止めを命ずる判決の中で、危険の及ぶ範囲である 250 k m 圏内の居住者の差し止め請求権を認めました。

福島第一原発事故時に、実際に想定された最大避難の範囲がこの 250 k m 圏内でした。

こうしたことを考えると、川内原発 1、2 号機の再稼働に当たって、250 k m 圏内の自治体の同意を得るのは当然のことです。

記

川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって 250 k m 圏内に入る県内全自治体の同意を得ることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2014 (平成 26)年 月 日

議会議長

鹿児島県知事 伊藤祐一郎様